２．生徒心得

この生徒心得は、生徒一人ひとりが互いに品性と知性をそなえた豊かな人間性を養い、本校生徒として責任と義務を果たし、もって明るく規律ある学校生活を実現するために定めるものである。

１．登下校

（１）（登下校）　授業に遅れないよう十分余裕をもって登校し、１６時４５分までに下校する。

（２）（学校生活）登校後は生徒個々の授業終了まで、計画的かつ目的をもった校内生活を送るよう心がける。空き時間は指定された場所で静かに自習をする。

（３）（外出）　登校後、生徒個々の授業終了まで外出しない。やむを得ず外出する場合は、ＨＲ担任の許可を受け、「早退・外出許可証」を受領する。

（４）（残留・部活動）　下校時刻を過ぎても関係職員の指導のもとに、残留することができる。

（５）（自転車通学）　自転車通学をする場合、「自転車通学許可願」をＨＲ担任に提出し、学校の許可を受け、使用する自転車には所定のステッカーを付ける。

（６）（早朝登校）　部活動等で早朝登校する場合は、関係職員の指導のもとに行う。

２．欠席、公欠等

（１）（欠席）　登校できない場合は、事前に学校へ連絡する。

（２）（欠席届けの提出）　病気等により欠席した場合は、「欠席届」をＨＲ担任に提出する。

（３）（早退）　登校後、履修している授業を残して下校する場合は、事前にＨＲ担任の許可を受け「早退・外出許可証」を受領する。

（４）（公欠の扱い）　次に該当する場合は公欠とし、出席扱いとする。

ア　やむを得ない理由による交通機関（電車・バス等）の遅延

イ　進学又は就職試験の受験等

ウ　学校が認める公式行事への参加

エ　その他、校長が認めた場合

（５）（忌引）　忌引の場合には、事前にＨＲ担任に連絡し、後に「忌引届」を提出する。

（６）（出校停止）　インフルエンザ等の感染症の場合は、出席停止扱いとなるので、ＨＲ担任に連絡し、後日、登校した時に「登校許可証明書」を添えて提出する。

３．校内生活

（１）（集会）　集会を行う場合は、その目的・日時・場所・責任者を明らかにし、関係職員を通じて校長の許可を受ける。

（２）（印刷物の配布、掲示等）　印刷物の配布・掲示は、関係職員を通じて校長の許可を受ける。

（３）（備品等を破損した場合）　施設・設備・備品等を破損した場合、または備品等を紛失した時は、関係職員を通じて校長に届け出る。その場合は、原則として実費を弁償する。

（４）（授業以外の施設利用）　下記の場合等で学校の施設を利用する場合は、関係職員を通じて校長の許可を受ける。

ア　部・同好会・委員会等で教室を使用する場合

イ　雨天時のトレーニング等で廊下などを使用する場合

（５）（他の高校との交流）　生徒会活動及び部活動等で他の高等学校と交流する時は、関係職員を通じて校長の許可を受ける。

（６）（活動の停止）　定期考査１週間前の日から考査終了の前日までは、生徒会活動及び部活動を行わない。但し、考査後２週間以内に大会がある場合、または、保護者承諾書が提出されたときはその限りではない。なお、公式行事に参加する場合は、事情により活動を認めることがあるので、関係職員を通じて校長の許可を受ける。

（７）（休業日の登校）　休業日は、補習・テスト・部活動・同好会活動等を除いて、原則として登校しない。自習のため図書館開館日に利用する等の理由で登校した場合は、関係職員の許可を受ける。

（８）（合宿）　合宿については別に定める。

４．校外生活

（１）（アルバイト）　やむを得ない理由によりアルバイトの必要が生じた場合は、就労内容・就労時間等を保護者、ＨＲ担任と十分相談のうえ、「アルバイト就労届」をＨＲ担任を通じて校長に提出する。

ただし次のような場合は、高校生の就労としては好ましくないので、従事しないよう十分注意する。

(1)就労によって健康に悪い影響を与える恐れがある場合

(2)学校及び家庭における学習に支障があると判断される場合

(3)保護者の指導監督が行き届かないと判断される場合

(4)深夜の業務

(5)風紀上好ましくない職種（酒席接待、風俗営業、居酒屋等）

(6)帰宅時間が遅くなる場合

（２） 学割証が必要な場合は、事務室に「学生生徒旅客運賃割引証交付願」を提出する。
（３） （運転免許の取得）　運転免許を取得する際は、HR 担任を通じて生徒指導部に運転免許取得願を提出する。
（４） （被害の届出）　盗難・恐喝・暴力等の被害にあった場合は、速やかに学校に連絡する。
（５） （補導された場合）　補導された場合は、ＨＲ担任を通じて生徒指導部長に届け出る。
（６） （災害及び事故等の届出）　災害により被害を受けた場合や交通事故等にあった場合は、速やかに学校に連絡する。

５．所持品等
（１） （必携品）　ＩＤカードは常に携帯する。
（２） （持参してはならないもの）　不必要な金銭及び貴重品、学習に関係ない出版物、遊戯品は学校に持参しない。また、金銭等の管理には十分気をつける。
（３） （拾得物・遺失物の届出）　拾得物は口頭で係職員に届け出る。遺失物は、ＨＲ担任を通じて関係職員に届け出る。

６．服装規程
服装は、高校生らしく、常に質素、清潔とする。制服は、購入時のものを着用し、加工してはならない。スカート丈は膝中心とする。
（１） （制服）
ア．冬服規程
１）上着をきちんと着用し、スラックス着用の際は幕張総合高校のネクタイをし、スカート着用の際はリボンをつける。
２）セーターやベストは防寒用として上着の下に着用できるが、上着の代わりにすることはできない。色については制服と同色もしくはそれに準ずる色（黒、紺、ベージュ、白、灰色系統）とし、形についてはネクタイ、リボンが隠れないものとする。パーカー、トレーナー類の着用は不可とする。
３）防寒着については華美でないものとする。登下校の際、コートの下に上着を着用すること。